

第20回 行政手続部会 議事録

1. 日時：平成29年6月26日（月）9:56～10:16

2. 場所：合同庁舎第4号館4階共用第4特別会議室

3. 出席者：

（委員）高橋滋（部会長）、森下竜一（部会長代理）、野坂美穂、吉田晴乃

（専門委員）大崎貞和、川田順一、堤香苗

（政府）松永内閣官房内閣審議官

（事務局）田和室長、刀禰次長、石崎参事官、大槻参事官

4. 議題：

（開会）

入札・契約に関する取りまとめ（案）について

（閉会）

5. 議事概要：

○高橋部会長 まだ時間になっておりませんが、御予定の方おそろいでございますので、第20回「行政手続部会」を開会させていただきます。

本日はお忙しい中、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

原委員、國領専門委員、佐久間専門委員が御欠席でございます。

それでは、早速議事に入ります。本日は、入札・契約に関する取りまとめ（案）について御議論を頂戴したいと思います。

前回の部会でおおむね議論がまとまっておりました。ただし、一部調整を積み残しておりましたので、その部分を中心に事務局から最終案について御説明頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

○大槻参事官 それでは、資料1-1をごらんください。前回の部会では「取組の考え方（案）」としておりましたけれども、内容的には考え方だけでなく、各省庁が実際に取り組む必要のある事項を具体的に記載しているものといえますので、表題を「入札・契約に関する取りまとめ（案）」と修正しております。これは入札・契約と同じく、手続部会で別途検討いたしました統計調査以外の調査につきましても、最終的には、これは6月12日の部会で行いましたけれども、「調査（統計調査以外）に関する取りまとめ」との表題にいたしましたので、そちらに倣う形にしたいと思っております。

この後、中身、内容を順に説明してまいりますけれども、前回の部会で【P】としていた箇所は、部会以降の各省庁との確認、調整によりまして、全て取れたものであることを最初に御報告いたします。

1 ページ目ですけれども、「1. 入札・契約に関する手続の所管」ということで、物品・

役務、建設工事・測量等の種別に契約の段階ごとにファクトを整理しておりますが、これは前回部会からの変更点はありません。

2 ページ目の「2. 契約の種別の簡素化の取組」ですが、「(1) 物品・役務」の現在進められている取組として、国・地方IT化・BPR推進チームと、3 ページ目になりますけれども、政府調達の手続の電子化推進省庁連絡会議、この2 つについて挙げておりますけれども、枠囲みを外すなど体裁面でちょっと見やすくは修正しているのですが、中身の変更は前回の部会からはございません。

4 ページ目、「②課題と対応」ですけれども、「課題」として、競争入札参加資格審査、それから入札、契約の締結、この3 つごとに整理をしています。この中で真ん中の入札についての3 つ目のポツ「入札結果に関する情報が入手しにくい」につきましては、前回部会では【P】をつけておりました。これにつきましては、国交省に確認したところ、一部の情報が国交省のホームページで公表されていないということがわかりましたので、今回、【P】を外しています。

その他の課題に関係する事項の変更点はありません。

一番下の【対応】の1 つ目の○ですけれども、これも前回、【P】がついておりましたが、部会以降、内閣官房と調整いたしまして、案文を書き直しております。全体を読み上げますと「調達総合情報システムにおける統一参加資格申請時の提出書類の見直し、政府電子調達システムの利便性向上など、政府電子調達に係る課題について、内閣府及び内閣官房の協力を得つつ、各省庁と連携し、総務省が検討を進める。その際、内閣官房が全省庁の協力を得つつ行う官民データ活用推進基本計画における行政手続等の棚卸しの結果を踏まえることとする」と。ここで出てきます内閣府とは規制改革推進室、内閣官房とはIT総合戦略室のことを指しております。

2 行目に「政府電子調達に係る課題」とまとめて記載しておりますけれども、狭い意味のシステム上の課題だけでなく、提出書類の見直しなど広くBPRとしての業務の見直しの視点からも課題を検討するといった趣旨であります。

また、最後の3 行で「その際」以下の文章を追加した趣旨ですけれども、前回部会でIT総合戦略室の向井審議官から御説明がありましたが、5 月30日に閣議決定されました官民データ活用推進基本計画に基づきまして、IT総合戦略室において7 月以降、行政手続等の棚卸しの作業が始まります。この中では、会計法令に係る手続を含めて、国の行政手続等全般について各省庁に対して調査を行い、実態を把握されると聞いております。したがって、この結果を踏まえて、今回の検討を進めることがより実効ある対応と考えられるので、このような文案としております。

いずれにしても、この件は全省庁に係る課題でございますので、規制改革推進室、IT総合戦略室、総務省が協力して検討を進めてまいらなければならないと考えております。

2 つ目の○ですが、「独立行政法人の入札参加資格について、国との統一運用を行っていない法人の所管省庁は見直しを進める」ということで、こちらは変更ございません。

5 ページ目、「(2) 建設工事・測量等」のところですが、現在進められている取組として、中央公共工事契約制度運用連絡協議会としております。この点は変更ございません。

「②課題と対応」ですけれども、経営事項審査、競争入札参加資格審査、入札、6 ページ目の契約の締結、この4つに分けて記載をしておりますが、変更はございません。

6 ページ目、【対応】についてということで、3つ〇がありまして、「経営事項審査の書類の提出・作成負担の軽減について、国土交通省は見直しを進める」「競争入札参加資格審査の運用の改善について、建設工事・測量等の調達を行っている省庁は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会に参加する。建設工事・測量等の調達を行っている未参加の独立行政法人については、所管省庁は、参加を求める方向で検討を進める」「当該協議会や地域発注者協議会の場も活用し、各省庁の協力を得つつ、国土交通省が中心となり競争入札参加資格審査の運用の見直しや、その他の課題について検討を進める」ということで、こちらも前回から変更はございません。

7 ページ目、「3. 今後の進め方」のところでは、

「取組は、以下のように進める」とありまして、1つ目は、29年10月末までということでは「P4及びP6の【対応】について、関係省庁は見直し・検討を行う」としてしております。4 ページ目、6 ページ目に【対応】というところがありまして、それについて書いているということなのですが、ここで言います関係省庁は、まさに4 ページ目、6 ページ目に出てきます総務省、国交省、独法の所管省庁、協議会に参加していない省庁のことなのですが、このほか、【対応】の文章の中で協力を行うとされている省庁、連携をするとされている省庁、協議会に参加済みの省庁も含めまして、今回の取組に関係のある省庁として、それぞれの立場で見直し・検討を行っていただくという趣旨で記載しております。

2つ目ですけれども、11月から12月末までということでは「行政手続部会は、見直し・検討の結果について、必要に応じて関係省庁からヒアリングを行う」としてありまして、関係省庁には11月以降、必要に応じてということでは、ヒアリングに対応できる準備をしていただきたいと思いますと考えております。

3つ目、4つ目ですけれども、30年1月から3月末までということでは「行政手続部会は、必要な改善を求める」「行政手続部会の見解を踏まえ、関係省庁は必要な見直しを行う」としてあります。11月以降のヒアリングの結果を踏まえて、来年1月以降ということになりますけれども、部会が必要な改善を求めることを内容とする見解をお示しすることを想定しているということでは、

最後の注の部分は、前回から変更はございません。

私からの説明は以上です。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。

では、大崎専門委員、どうぞ。

○大崎専門委員 ありがとうございます。

1点確認なのですが、今後の進め方の10月末までに見直し・検討を行うという件についてなのですが、これはヒアリングを必要に応じて行うのが11月以降と書いてありますが、まず見直し・検討の結果については、紙なり何なりがこの部会に提出されるという理解でよろしいのでしょうか。

○高橋部会長 いかがでしょうか。

○大槻参事官 今回、見直し・検討を行うのは総務省、国交省、独法の所管省庁等がごさいますけれども、これは全省庁に関わってくる話でありますので、まずはそういう関係のある省庁で見直し・検討をしっかりとってもらおうと。そこで、3月の部会の取りまとめでは、各省庁に基本計画を期限を切って出してもらおうというやり方をしているのですが、これとはまた別の整理ができるだろうということで、ヒアリングを行う際に、それぞれに関係した見直し・検討結果の資料を出してもらおうことが必要なのではないかと考えてございます。

○大崎専門委員 そうすると、どこでどういう見直しをされたかというのを一旦概観した上で、疑問点がある場合にヒアリングとかいうのではなくて、ある意味、決め打ちでヒアリングをするみたいな格好になるのですか。

○高橋部会長 事務局、いかがでしょうか。

○刀禰次長 この点はまた時期が近づいたところで御相談することになるかと思いますけれども、今、参事官が申し上げたように、例えば独法が参加したか、参加していないかという単純な事実の確認みたいなこともあるわけですから、いずれにしても事務局において関係省庁から状況を確認して整理します。そういう意味では全ての対応を求める点について整理をします。その上で、どのような形でヒアリングを行うのが効率的かということで、特に課題があるところについてヒアリングをするというイメージでございます。

○高橋部会長 大崎専門委員、それでよろしいでしょうか。

○大崎専門委員 はい。

○高橋部会長 ほかはいかがでしょうか。ほかに何かございますれば、よろしく申し上げます。よろしいでしょうか。

それでは、特に御質問等ないということでございますので、本件については、ここまでとさせていただきます。入札・契約に関する取りまとめ（案）については、このような形でまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○高橋部会長 どうもありがとうございます。

入札・契約については、この取りまとめに沿って行政手続コストの削減の取組を進めていただくわけですが、その際の各省庁において行政手続コスト削減に向けて対応の必要がある事項の案を作成しておりますので、事務局より御説明頂戴したいと思います。

○大槻参事官 では、今度は資料2をごらんください。資料1-1の取りまとめにつきま

しては、手続の所管についての整理や事業者に対するヒアリング、アンケート調査で把握した課題についての説明も多く含まれております。そこで、各省庁の担当者にとって分かりやすいように「各省庁において行政手続コスト削減に向けて対応の必要のある事項（入札・契約関係）（案）」という表題にしまして、まさに対応の必要のある事項を集約する形で、今回、再整理をしております。

なお、取りまとめの本体がありまして、さらにその対応の必要のある事項という2段階の構成に文書をしたのですけれども、これも6月12日の部会で取りまとめました統計調査以外の調査に倣う形となっております。

以下、内容を御説明いたします。

最初に「1. 行政手続コストの削減に向けて対応の必要がある事項」、「(1) 関係省庁における検討（～29年10月末まで）」としまして、「①物品・役務」については、最初のポツが「調達総合情報システムにおける統一参加資格申請時の提出書類の見直し、政府電子調達システムの利便性向上など、政府電子調達に係る課題について、内閣府及び内閣官房の協力を得つつ、各省庁と連携し、総務省が検討を進める。その際、内閣官房が全省庁の協力を得つつ行う官民データ活用推進基本計画における行政手続等の棚卸しの結果を踏まえることとする」。

2つ目のポツが「独立行政法人の入札参加資格について、国との統一運用を行っていない法人の所管省庁は見直しを進める」ということで、資料1-1の取りまとめの【対応】ののところと同じ文章を再掲しています。

「②建設工事・測量等」についても、最初のポツが「経営事項審査の書類の提出・作成負担の軽減について、国土交通省は見直しを進める」、2つ目のポツが「競争入札参加資格審査の運用の改善について、建設工事・測量等の調達を行っている省庁は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会に参加する。建設工事・測量等の調達を行っている未参加の独立行政法人については、所管省庁は、参加を求める方向で検討を進める」、3つ目のポツが「当該協議会や地域発注者協議会の場も活用し、各省庁の協力を得つつ、国土交通省が中心となり競争入札参加資格審査の運用の見直しや、その他の課題について検討を進める」とありまして、こちらも資料1-1の取りまとめの【対応】と同じ文章を再掲しています。

2ページ目でございます。「2. 行政手続部会におけるフォローアップ」ですが、「(1) 省庁ヒアリング（29年11月～12月末まで）」として、1つ目の○は「総務省から、物品・役務の政府電子調達に係る課題について、国土交通省から、建設工事・測量等の経営事項審査、競争入札参加資格審査その他の課題について、必要に応じて行政手続部会において、見直し・検討結果のヒアリングを行う」としてありますが、これは資料1-1の取りまとめの今後の進め方のところと同じ趣旨の文章です。

2つ目の○は「入札・契約に関する以下の事項について、必要に応じて行政手続部会においてヒアリングを行う」としまして、物品・役務については、「入札参加資格の国との統一運用を行わない独立行政法人がある場合、その理由」。建設工事・測量等については、「建

設工事・測量等の調達を行うが、中央公共工事契約制度運用連絡協議会に参加しない省庁及び独立行政法人がある場合、その理由」としています。この2つ目の○につきましては、それぞれ関係する省庁は、国との統一運用や協議会の参加について見直し・検討をしていただくわけですが、先ほど刀禰次長からもありましたけれども、見直し・検討の結果、国との統一運用をしていただくようであれば、それ以上、あえてフォローアップする必要はありませんし、また、協議会に参加していただくようになるのであれば、やはりそれ以上フォローアップをする必要がないとも考えられます。したがって、国との統一運用や協議会への参加が困難な場合は、そういったことを事前に把握しまして、そういった省庁につきまして、その理由を御説明願いたいという趣旨でございます。

それから「(2) 行政手続部会の見解を踏まえた見直し(30年1月～3月末まで)」とありますが、「ヒアリング結果を踏まえ、行政手続部会は、必要な改善を求める」。それから「行政手続部会の見解を踏まえ、関係省庁は必要な見直しを実施」とありますのは、資料1-1の取りまとめの今後の進め方とこれも同じ趣旨でございます。

説明は以上です。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等がございましたらば、お願いしたいと思います。

ヒアリングの仕方はこれで大分はっきり明確になったのではないかと思います。ほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは、特にそれ以上の御質問等はないようでございますので、本件はここまでとさせていただきます。修正なしということで、どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。それでは、これで取りまとめさせていただいたことにいたします。

この「各省庁において行政手続コスト削減に向けて対応の必要のある事項」につきましては、これにて確定したことになりますので、先ほどの取りまとめとあわせまして、関係省庁に対して、今、決まりましたものをお示しし、速やかに取りまとめを開始させていただきたいと思っております。

本日の議事はこれで終了とさせていただきます。

規制改革推進会議第1期における部会は、本日が最後でございます。委員・専門委員の皆様におかれましては、3月末の「行政手続部会取りまとめ」など、誠に精力的に御議論を頂戴いたしまして、ありがとうございました。

今後につきましては、各省庁の基本計画の点検を中心に議論を行ってまいりたいと思っております。詳細が決まりましたらば、改めて事務局より御連絡を差し上げたいと思っております。

それでは、これにて会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

なお、委員・専門委員の皆様におかれましては、連絡事項がございますので、そのままお待ちくださいますようお願いいたします。どうもありがとうございました。